



# 福祉サービス第三者評価受審模擬体験 及び評価の着眼点及び留意点の解説

一般社団法人 静岡県社会福祉士会  
福祉サービス第三者評価調査員  
秋葉 聡

## 受審模擬体験について

- 体験シートは、【保育所】【高齢者福祉サービス】【障害者福祉サービス】の3種類あります。自事業所の種別のシートをご使用ください。
- 評価項目の「評価の着眼点」について、**第三者評価 受審模擬体験 解説資料「資料4-2」**を見ながら、**体験シートの評価の着眼点を一つひとつ確認し、自事業所の取組と照らし合わせ、できていれば自己評価欄に○をつけてください。**
- 体験シートの記載が終わったら、**評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点**を解説します。

このスライドまでご視聴いただきましたら動画を一時停止し、受審模擬体験を進めてください。終了後再度動画を再生してください。

## a, b, c評価について

a 評価

より良い福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に  
目安となる状態  
※評価の着眼点「全てに○」がついている場合。

b 評価

a 評価に至らない状況、多くの施設・事業所の状態、a 評価  
に向けた取り組みの余地がある状態  
※評価の着眼点に「○が1つ以上」ある場合。

c 評価

b 評価以上の取組となることを期待する状態  
※評価の着眼点に「○が一つもない」又評価項目により評価  
の着眼点「すべてに○がついていない」場合



# 評価の着眼点及び留意点の解説

解説は保育所編→高齢者福祉サービス編→障害者福祉サービス編の順で流れていきます。

自事業所に関係のない分野の解説につきましては、早送りで流していただいても結構ですが、他の領域にも通じる解説をしている部分もございますので、参考までにご視聴いただきますと幸いです。



# 保育所編

## A④ A-1-(2)-③

「子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている」

### 評価の着眼点

1. 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。

「保育の計画」の「全体的な計画」を確認し、「年齢に即した子どもの発達過程」「家庭環境や保育時間」等の項目について子どもの発達に合わせた計画となっているか確認しましょう。【食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすること等】

「保育の計画」の「指導計画」を確認し「子どもの特性に配慮された計画となっているか」「家庭環境を配慮した計画となっているか」を確認しましょう。



## 評価の着眼点

2. 基本的な生活習慣の習得にあたっては、**子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重**して援助を行っている。

子どもが自発的にやろうとする気持ちを尊重するような保育となっているか「**指導計画**」の**内容を確認**しましょう。

併せて、日々の保育の中でどのように「**実践**」されているのかについて、**実践内容が保育記録【個人記録】等に記載されているかも確認**しましょう。



## 評価の着眼点

3. 基本的な生活習慣の習得にあたっては、**強制することなく、一人ひとりの子供の主体性を尊重している。**

評価の着眼点2と同様に「指導計画」「保育記録（個別記録）」で着眼点の項目が実施されているかについて確認しましょう。子どもにわかりやすい方法、やり方を提示できているか、子どもの心を傷つけないよう配慮されているかも重要です。

併せて重要ポイントは・・・「記録」です。

口頭だけではなく、子どもにわかりやすい方法や、やり方を提示できているか、主体性を尊重した保育となっているか「根拠」となるものを残すことが重要です。

日々の保育実践が「記録」にしっかり残されているかを確認しましょう。



## 評価の着眼点

4. 一人ひとりの子どもの状態に応じて、**活動と休息のバランスが保たれるように工夫**している。

評価の着眼点2・3と同様に「指導計画」「保育記録（個別記録）」で着眼点の項目が実施されているかについて確認しましょう。

併せて、日々の「日課」についても**活動と休息のバランスが保たれるように工夫**されているかについて確認しましょう。

また、保護者と情報交換を行い、家庭での生活状況や生活リズムが考慮されているか、**保護者との情報交換の実施方法、記録、指導計画で家庭での生活状況が配慮されたもの**になっているのかなど確認しましょう。



## 評価の着眼点

5. 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、**子どもが理解できるように働きかけている。**

評価の着眼点2・3・4と同様に「指導計画」「保育記録（個別記録）」で子どもが自分の健康に関心を持ち、病気の予防や健康増進のための習慣や態度を身につけられ、**基本的な生活習慣の習得ができるよう環境を整え、援助が行われているかについて確認しましょう。**

評価の着眼点3と同様に口頭だけではなく「根拠」となるものを残すことが重要です。

日々の保育実践が「記録」にしっかり残されているかを確認しましょう。

## A⑱ A-2-(2)-①

「保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている」

### 評価の着眼点

1. 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。

保育所における保護者支援は保育所の重要な役割です。保育所での保護者支援における「組織的な取組」「相談対応の体制や状況」について具体的な取組を確認しましょう。

具体的な取組について、実際に日々保護者とどのようにコミュニケーションを取っているか「記録」されていることが重要です。「日々の記録」や保護者との「連絡帳、連絡ノート等」を確認しましょう。

併せて、保護者からの相談内容等をどのように職員間で共有しているかについても確認しましょう。



## 評価の着眼点

### 2. 保護者等からの相談に応じる「体制」がある。

評価の着眼点1と同様に、保育所での保護者支援における「組織的な取組」「相談対応の体制や状況」について具体的な取組を確認しましょう。

評価の着眼点では「体制」があることが挙げられていますので、どのように相談に応じているのか「明確」にしてあることが重要です。

例えば「全体的な保育計画」「業務マニュアル」「事業計画」「掲示物」等で保育所の相談体制を「明示」できているか確認しましょう。



## 評価の着眼点

3. 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。

評価の着眼点 1・2 と同様に保育所での保護者支援における「組織的な取組」「相談対応の体制や状況」について具体的な取組を確認しましょう。

保育所として保護者相談に対する取組が画一的なものではなく、様々な手段や方法が用意されており、保護者が相談しやすい環境を整えているかが重要です。

併せて、評価の着眼点 2 と同様に保育所の相談体制についてわかりやすく「明示」できているかも重要です。



## 評価の着眼点

### 4. 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。

日常の子育てに関する助言等にとどまらず、保護者にとって、子育て支援に有効な機関等の情報提供を行っているかについて確認しましょう。

保育所における保護者の個別的な支援は、個々の保護者の思いや意向、要望、不安や悩みなどに対して、保育士の知識・技術など保育所保育の専門性をもって行うことが重要です。

一方相談内容によりソーシャルワークやカウンセリングなどの知識・技術が必要になる場合もあります。保育所のみではなく、保護者に子育て支援に有効な機関等について情報を提供しているかが重要です。

保育所としてどのように保護者に情報提供しているのか、保育所の情報提供の「体制」を整え、それが明示されている、お便りや相談記録等で実際に支援した内容を「記録」していることが重要です。

## 評価の着眼点

### 5. 相談内容を適切に記録している。

評価の着眼点 1・4 と同様に「日々の記録」や保護者との「連絡帳、連絡ノート等」実際に日々保護者等とどのようにコミュニケーションを取っているかが「記録」されていることが重要です。

保護者等との連絡ツール（連絡帳、連絡ノート等）、保護者等が個別相談に来た際の相談記録がしっかり残されているか、業務マニュアル等に記録方法や記録の残し方について示されているかを確認しましょう。

併せて、評価の着眼点 1 と同様に保護者からの相談内容等をどのように職員間で共有しているかについても確認しましょう。



## 評価の着眼点

6. 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

評価の着眼点 1・5 同様に保護者からの相談内容等をどのように職員間で共有しているかについても確認しましょう。

ここでは、相談を受けた保育士が、助言を受けられる「体制」を整えていることが重要になります。

主たる援助者となる保育士を、園長、主任保育士、他の保育士が役割分担して支援する「体制」について「業務マニュアル」「業務分掌」等で保育所の保育士に対して「明示」されているか確認しましょう。

「体制」については、整えられているだけでなく「明示」してあることが重要です。体制については様々な形で文書化し必要に応じて明示している、またはできるようになっていることが重要です。



# 高齢者福祉サービス編

※本評価項目に関する留意事項。  
この評価項目についての評価は「aとcの2つのみ」  
でb評価はありません。評価の着眼点「全てに○」が  
つかない場合は全てc評価となります。

## A⑤ A-1-(2)-①

# 「利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている」

## 評価の着眼点

1. 利用者の権利擁護について、**規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。**

事業所の「権利擁護」に関する「規程・マニュアル等」の整備状況について確認しましょう。

規程・マニュアルが整備されているだけでなく、**どのように職員に周知し理解を深めているかについても確認**しましょう。

**内部での勉強会、事例検討等を実施し、権利侵害の防止等について具体的に検討する機会を通じて、権利擁護に関する意識と理解を高められているかが重要です。**

併せて実施した勉強会、事例検討などの内容は、**実施した「記録」を残す「職員の理解度把握」を行うことも重要です。**研修の「実施記録」や「研修のレポート等」で研修実施及び職員の理解度状況が把握されているか確認しましょう。



## 評価の着眼点

2. 利用者の権利擁護のための具体的な取組を利用者や家族に周知している。

利用者、家族に対して、事業所の権利擁護のための具体的な取組をどのように「周知」しているかについて確認しましょう。

例えば、掲示板への掲示のみなど1つの方法にとどまらず、契約書、重要事項説明書、ホームページ、パンフレット、お便り、機関紙等様々な方法で周知されることが重要です。

併せて、利用者、家族に取組が「わかりやすく周知されてるか」という点も重要になります。事業所を利用されている利用者やその家族の状況に合わせて、周知方法が工夫されているかを確認しましょう。



## 評価の着眼点

### 3. 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。

規程・マニュアル等で「権利侵害の防止、早期発見の仕組み及び体制」が整えられているかを確認しましょう。

規程・マニュアル等で体制が整えられているだけでなく、それが実効的なものとなっているかが重要です。

規程・マニュアル等に記載されている権利侵害の防止、早期発見の仕組み等が実際に機能し、実効性のある運用となっているかについて確認しましょう。

例えば、ただちに権利侵害とは言えないが、利用者に対する職員の気になる言動等に対して、組織や職員同士でどのような注意喚起等の取り組みが行われているのか、自身のケアを振り返るチェックシート等を用いて権利侵害に抵触しかねない不適切なケアを行っていないかを振り返る仕組みを作っているか等、権利侵害になる前に芽を摘む仕組みが確立されていることが重要です。



## 評価の着眼点

4. 原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の**具体的な手続きと実施方法等を明確に定め、職員に徹底している。**

介護保険法に基づく**指定基準（関係法令）**等において定められている、**例外的に生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合に一時的に身体拘束を行う際の手順、解除等の要件について、事業所の「身体拘束に関連する指針」「身体拘束に関連するマニュアル」等に明記されているかについて確認**しましょう。

併せて、**事業所で緊急やむを得ない身体拘束が実施されている場合は、手順通りの実施がされているか、早期解除に向けた検討がなされているかも重要となるので確認**しましょう。

また、**身体拘束に関する各種検討が身体拘束廃止検討に関する委員会等でしっかり議論されており、その内容が記録されているかについても確認**しましょう。

その他、**身体拘束を実施するにあたり、様々な代替手段を検討していることが委員会の議事録等で確認**できるようになっていることが**重要**です。



## 評価の着眼点

### 5. 所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。

指針・規程・マニュアル等に虐待事案発生時の「届出」「報告」の手順が明記されているかについて確認しましょう。

併せて、発生時の迅速かつ適切な対応について、体制、手続きや方法等を具体化し、すべての職員が理解しておくことが重要です。

職員全体にどのように体制、手続きや方法等を周知しているか確認しましょう。

また、評価の着眼点1と同様に職員への周知で研修等を実施している場合は、実施した「記録」を残す「職員の理解度把握」を行うことが重要です。研修の「実施記録」や「研修のレポート等」で研修実施及び職員の理解度状況が把握されているか確認しましょう。



## 評価の着眼点

6. 権利擁護のための取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。

虐待に関する委員会、身体拘束に関する委員会、内部勉強会、研修等を通じて権利擁護のための取組について職員が具体的に検討する機会を設けているかについて確認しましょう。

例えば事例検討やロールプレイを用いるなど、職員が具体的に権利擁護について考え、検討することが出来るようになっているかが重要です。

評価の着眼点 1・5と同様に、職員が具体的に検討する研修等を実施している場合については、実施した「記録」を残すことが重要です。研修の「実施記録」や「研修のレポート等」で研修実施状況が把握されているか確認しましょう。



## 評価の着眼点

7. 権利侵害が発生した場合に**再発防止策等を検討し理解・実践する仕組みが明確化**されている。

万が一権利侵害が発生した場合の再発防止策の検討、理解、実践する仕組みについて「**指針**」「**規程**」「**マニュアル等**」に「**明記**」されているか**確認**しましょう。

併せて、万が一権利侵害が発生した場合に迅速かつ適切な対応が取れるよう「**全ての職員**」が**発生時の手順**について**理解**をすることが**重要**です。評価の着眼点1・5・6と同様に職員全体にどのように**周知**しているか**確認**しましょう。

なお、評価の着眼点1・5・6と同様に実施した研修等の内容は、実施した「**記録**」を残すことが**重要**です。研修の「**実施記録**」や「**研修のレポート等**」で研修実施状況が把握されているか**確認**しましょう。

※本評価項目に関する留意事項。  
食事提供を実施していない事業所は「非該当」となります。

## A⑩ A-3-(2)-①

# 「食事をおいしく食べられるよう工夫している」

## 評価の着眼点

1. 食事をおいしく、楽しく食べられるよう献立や提供方法を工夫している。

食事をおいしく、楽しく食べられるように事業所でどのような取組をしているのか確認しましょう。

具体的には利用者の希望や好みを聴き取り、献立や食事に反映させる取組や、食材に旬のものを使用する、季節の行事に合わせた献立を提供するなど工夫されているかが重要です。

併せて、普段の食事の中でもおいしく食べられるように適温提供をする工夫がされているか、料理にあった食器の使用や盛り付けの工夫などがされているかも重要です。



## 評価の着眼点

### 2. 食事の環境と雰囲気づくりに配慮している。

※特別養護老人ホーム、通所介護、養護老人ホーム、軽費老人ホームが対象となります。

利用者が食事をする環境についての事業所の取り組みを確認しましょう。

具体的には、食事をする際の席配置等について、利用者の意向を聴き取ったうえで環境が配慮されているかが重要です。

席配置等の部分以外でも、食器や自助具などは本人が使いやすく食事が楽しめるようなものとなっているか、使用しているテーブルやイスは、本人が食事をしやすいものとなっているか等も重要です。



## 評価の着眼点

### 3. 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

※特別養護老人ホーム、通所介護、養護老人ホーム、軽費老人ホームが対象となります。

食事提供に関する衛生管理体制について事業所の取組を確認しましょう。

厚生労働省より発出されている「大量調理施設衛生管理マニュアル等」を用いて、衛生管理のマニュアルを整えていることが重要になります。

併せて、マニュアルには衛生管理の体制が明記されているか、実効性のあるものとなっているかについて確認しましょう。

具体的にはマニュアルにもとづき各種衛生管理のチェック表等が整えられている場合は適切に運用されているかについて確認しましょう。



## 評価の着眼点

### 4. 食事を**選択**できるよう工夫している。

※特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームが対象となります。

利用者が**体調や食欲、好みに応じた食事のメニューや量を選択**できるような工夫がされているかについて確認しましょう。

例えば、朝食は**ご飯とパンから選択**できる、食事によっては**主菜を肉と魚で選択**できるような工夫がされていること等、利用者が**満足**を**味わい、食事の楽しみ**に結びつける視点で取組が行われているかが**重要**です。



## 評価の着眼点

5. 訪問介護員に対して調理に関する研修を行っている。

※訪問介護が対象となります。

訪問介護員により、食事の調理方法や味付け等に大きなばらつきが生じないように研修を実施する等、標準化するための取組を実施しているかについて確認しましょう。

例えば研修を実施している、マニュアルを作成しそれを周知しているといった場合に、研修の記録、マニュアルを周知している場合は周知方法や職員の理解度状況の確認を行っている「記録」を残すことが重要です。



## 評価の着眼点

### 6. 利用者の意向を確認し、調理している。

※訪問介護が対象となります。

日々の利用者とのコミュニケーションで意向を確認するだけでなく、訪問介護計画等で嗜好や食事形態が把握されているかについて確認しましょう。

利用者のその日の体調等を確認したうえで、食事内容や量について調整されていることも重要です。

また、意向確認の内容とそれに合わせたサービス提供が実施されているのかについて「記録」されていることが重要です。



## 評価の着眼点

### 7. 調理器具・台所等の衛生に留意し対応している。

※訪問介護、軽費老人ホームが対象となります。

訪問時の衛生管理状況、軽費老人ホームで居室に調理できる場所がある場合には衛生管理状況の確認が行われているかについて確認しましょう。

衛生管理を行う場合、誰が、いつ、どのように実施しているかが明確にされていることが重要です。

例えばマニュアルに手順を明記したうえで、チェックシート、記録等を用いて衛生状況の確認を実施する等、しっかり衛生管理を実施していることが「記録」として残されているか確認しましょう。



# 障害者福祉サービス編



## A⑧ A-2-(2)-①

「個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている」

### 評価の着眼点

1. 食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本としておいしく、楽しく食べられるように工夫されている。

食事をおいしく、楽しく食べられるように事業所でどのような取組をしているのか確認しましょう。

具体的には利用者の希望や好みを聴き取り献立や食事に反映させる取組や、適温提供をする工夫がされているか、食事のメニューなどを選択できるようになっているか等工夫されているかが重要です。



## 評価の着眼点

### 2. 利用者の心身の状況に応じて食事の提供と支援等を行っている。

「アセスメントシート」「個別支援計画書」「日々の記録」の内容を確認しましょう。

アセスメントシートから利用者の現状を把握し、食事の提供及び支援について支援が必要であればしっかりと「個別支援計画に明記」されているかが重要です。

併せて栄養ケアマネジメントや経口での食事継続や移行のための取組、口腔ケア等についても実施されている場合は「個別支援計画」に明記されているか確認しましょう。

また、支援にかかわる職員全員に対して上記の計画、支援の方針、方法を「共有」し、全体で「実践」されていることが重要です。

事業所で、どのように職員間で「実践」「共有」されているかを確認しましょう。併せて、支援会議の記録、モニタリングの記録、日々の記録などを振り返り、きちんと記録されているかについて確認しましょう。



## 評価の着眼点

### 3. 利用者の心身の状態に応じて入浴支援や清拭等を行っている。

評価の着眼点2と同様に「アセスメントシート」「個別支援計画書」「日々の記録」の内容を確認しましょう。

併せて、利用者の尊厳に配慮した環境づくりや介助方法に工夫がされているかについても確認しましょう。

また、個別支援計画をもとに、標準的な実施方法を文書化したマニュアル、手順書等が作成され、それをもとに支援がされているかも重要です。

※評価対象事業所で、通所支援、就労支援等「入浴支援」が障害福祉サービスの類型において必須とされていない支援については、状況に応じて適応せず、実施している事項や支援内容に該当する着眼点をもって総合的に判断します。併せて訪問支援、通所支援では家庭での食事、入浴、排せつ、移動・移乗等について利用者・家族への助言や情報提供を行っているかも重要です。



## 評価の着眼点

### 4. 利用者の心身の状況に応じて排せつ支援を行っている。

評価の着眼点2・3と同様に「アセスメントシート」「個別支援計画書」「日々の記録」の内容を確認しましょう。

併せて、評価の着眼点2と同様に、利用者の尊厳に配慮した環境づくりや介助方法に工夫がされているかについても確認するとともに排泄リズムの把握や運動、水分補給等快適な排泄のための支援がされているかについて確認しましょう。

また、個別支援計画をもとに、標準的な実施方法を文書化したマニュアル、手順書等が作成され、それをもとに支援がされているかも重要です。

※評価対象事業所で、訪問支援、通所支援では家庭での食事、入浴、排せつ、移動・移乗等について利用者・家族への助言や情報提供を行っているかも重要です。



## 評価の着眼点

### 5. 利用者の心身の状況に応じて移動・移乗支援を行っている。

評価の着眼点2・3・4と同様に「アセスメントシート」「個別支援計画書」「日々の記録」の内容を確認しましょう。

併せて、移乗・移動に必要な福祉用具が適切に選択されているか、移動・移乗に制約や事故が起きないような設備、環境の工夫がされているかが重要です。

また、個別支援計画をもとに、標準的な実施方法を文書化したマニュアル、手順書等が作成され、それをもとに支援がされているかも重要です。

※評価対象事業所で、通所支援、就労支援事業所では日々の生活における移動・移乗とともに送迎サービスを実施している場合には、送迎時に利用者の障害や心身の負担に配慮された方法となっているか、可能な限り利用者の希望に応じて実施されているかについて確認しましょう。

※すでに地域で生活している、訪問支援、通所支援、就労支援、共同生活支援では地域生活の「継続」のための取組を中心に評価します。

## A⑭ A-2-(7)-①

# 「利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている」

## 評価の着眼点

1. 利用者の希望と意向を把握し、地域生活に必要な社会資源に関する情報や学習・体験の機会を提供している。

事業所の「地域移行に関する取組」について確認しましょう。

利用者一人ひとりの地域生活への移行や地域生活継続のための支援展開をどのように考えているのか、実際の支援ケースがない場合でも、マニュアルや手順化等がされているか、希望のある利用者については「個別支援計画等」に落とし込まれているかが重要です。

また、マニュアル、手順書等がない場合でも取り組みをしていることについて「記録」され、取り組み状況がわかるようになっていることが重要です。



## 評価の着眼点

2. 利用者の**社会生活力と地域生活への移行や地域生活の意欲を高める支援や工夫を行っている。**

評価の着眼点1と同様に、事業所の「**地域移行に関する取組**」について確認しましょう。

利用者一人ひとりの地域生活への移行や地域生活継続のための支援展開をどのように考えているのか、実際の支援ケースがない場合でも、**マニュアルや手順化等がされているか、希望のある利用者については「個別支援計画等」に落とし込まれているかが重要**です。

また、マニュアル、手順書等がない場合でも**取組みをしていることについて「記録」され、取組み状況がわかるようになっていることが重要**です。

併せて、**個別事例だけでなく、事業所としてどのように意欲を高める取組をしているのかも重要**です。例えば事業所で買い物訓練を実施している、外出の際には公共交通機関を利用して移動の訓練をする等が挙げられます。



## 評価の着眼点

3. 地域生活への移行や地域生活について、**利用者の意思や希望が尊重されている。**

事業所でどのように「**地域移行・生活**」に関する**意向の聴収が行われているか確認**しましょう。

「アセスメントシート」「個別支援計画」等で、利用者一人ひとりの地域生活に関する意向を聴収している、利用者へのアンケート調査などで確認している等**意向の確認方法についてはそれぞれあると思いますが「意向の確認が行われ」かつ「記録」されていることが重要です。**

併せて、**意向がある場合はそれに沿った支援を実施しているかについても確認**しましょう。



## 評価の着眼点

4. 地域生活への移行や地域生活に関する課題等を把握し、具体的な生活環境への配慮や支援を行っている。

地域生活の移行についての希望がある利用者に対して「アセスメントシート」「個別支援計画」等で課題を把握し、現在の生活の中で配慮できることについて支援が実施されているかについて確認しましょう。

併せて、相談支援事業所とも連携する、必要に応じて地域の他機関や他事業所と連携することも重要です。

地域生活の移行や地域生活をしている利用者に対してしっかりとしたバックアップ体制を構築し、それに事業所が寄与するような状況となっているかについて確認しましょう。



## 評価の着眼点

5. 地域生活への移行や地域生活のための支援について、**地域の関係機関等と連携・協力している。**

評価の着眼点4と同様に**相談支援事業所と連携する、必要に応じて地域の他機関や他事業所との連携状況について確認**しましょう。

地域生活の移行や地域生活をしている利用者に対して、**しっかりとしたバックアップ体制を構築し、それに事業所が寄与するような状況となっているかについて確認**しましょう。

併せて、他関係機関との連携状況について、**例えば支援会議録等で連携していることが「記録」されているか等、どのように連携をしているのか「記録」していることが重要**です。

※地域移行について、入所支援施設において実際のケースがない場合もあると思います。この評価では実際に地域移行を行ったケースがあり、地域移行の実績があることを評価するものではなく、事業所としてまずは情報提供やニーズ把握の取組を行っているか、意欲を高める取り組みを行っているか等事業所としての地域移行に関する考え方や事業所の取組について評価するものです。実際のケースがないなどで全く取り組みをしていない場合は「c」評価となります。



## まとめ

●福祉サービス第三者評価は、運営の法令基準を満たしているかを確認する「行政指導」とは異なり「よりよいサービスの提供が行われているかを確認」するものです。

●また、調査員が調査の際に重視することとして「評価の根拠が対外的に説明できるかどうか」に着目します。  
評価の根拠を対外的に説明する場合には「書面等に残されている」「記録されている」ことが大切になります。

●せっかく良い取り組みをしても訪問調査では「評価の根拠がない」ことで評価をつけることができない項目も多々あります。実施と記録、振り返りはセットで行うことが重要です。

福祉サービス第三者評価を自施設の運営をよりよくするためのツールとして、また、現在提供しているサービスの点検の機会としてご活用いただけますと幸いです。